



中津市監査委員告示第 21 号

地方自治法第 199 条第 9 項の規定により、令和 2 年度定期監査の結果を別紙のとおり公表する。

令和 2 年 11 月 20 日

中津市監査委員 永 松 末 利

中津市監査委員 林 秀 明

定期監査報告書

1. 監査の対象部署 子育て支援課
保育施設運営室
社会教育課
2. 監査の対象期間 令和元年度分
3. 監査の実施期間 令和2年8月17日 ～ 令和2年11月20日
4. 監査を実施した監査委員 永松末利 ・ 林秀明

5. 監査の方法

財務に関する事務が、法令・諸規則等に準拠し、適正かつ効率的に執行されているか否かを主眼におき、収入支出事務等の関係書類について調査するとともに、必要に応じ担当課員からの説明を聴取し、監査を行った。

6. 監査の結果

財務事務は、法令・諸規則等に準拠し、概ね適正かつ効率的に事務処理が行われていた。

しかしながら、一部の事務に改善を要する事項が見受けられたので、該当の所管課においては、以下の指摘事項について十分に検討し、措置状況の具体的結果を令和2年12月9日(水)までに文書にて報告されたい。

また、その他口頭で指導した事項について十分に検討し改善に努められたい。
なお、財務事務上の軽微な指摘事項については、記述を省略した。

【子育て支援課】

(指摘事項)

(1) 収入事務について

村上記念童心館電気料収入について、算出誤りにより、請求不足が生じている。

収入事務について、慎重な事務処理に努められたい。

(2) 支出事務について

非常勤職員報酬及び通勤手当について、過払い及び支払い不足が見受けられた。

報酬計算書と根拠資料を精査し、正当額での支出事務を求めるとともに、慎重な事務処理に努められたい。

(3) 契約について

随意契約事務について、中津市随意契約ガイドラインに沿っていないものが見受けられた。

今後は、ガイドラインを参照する等、適正な契約事務に努められたい。

(4) 財産管理について

本庁舎外施設の備品について、一部中津市物品会計規則に基づく標識（備品シール）が付されてなく、管理が不十分なものが見受けられた。

早急に標識を付し、適正な備品管理を行い、本庁舎外施設の備品台帳の提出を求める。（取得価格5万円以上の備品については写真添付すること）

【保育施設運営室】

(指摘事項)

(1) 収入事務について

各保育所での調定伝票に、調定金額及び調定日の積算根拠資料の添付若しくは適用欄の積算基礎の記載がないものが多く見受けられた。決裁時は、調定の根拠、計算の基礎を明らかにした帳票を添付するか又は摘要欄の記入をもって根拠資料の添付を省略するなど事務処理の改善に努められたい。

(2) 支出事務について

- ① 旅費の手引きに規定された市内出張旅費の支給限度額を超えて支給されているものが見受けられた。過大支給額を確認の上、適正に処理をされたい。
- ② 書類の一部に消せるボールペンを使用して作成されているものが見受けられた。改ざんなどの不正な処理を防ぐため、職員に対し公文書に消せるペンを使用しないよう徹底されたい。

(3) 契約事務について

各保育所において個別に給食用賄材料納入契約を締結しているが、その中に市の物品等指名競争入札参加資格登録業者ではない業者が1者含まれていた。各保育所において、契約締結前に市の物品登録業者であるか否かについて確認の徹底を図られたい。

(4) 財産管理について

保育所の備品の一部に中津市物品会計規則に基づく標識（備品シール）の貼付がないものが見受けられた。早急に標識を貼付し適正な備品管理を行なうとともに備品台帳の提出を求める。（取得価格5万円以上のものについては写真を添付したもの）

【社会教育課】

(指摘事項)

(1) 収入事務について

- ① 各施設での現金収納後、長期間現金を保管し、速やかに指定金融機関へ払込みをしていないものが見られた。
中津市会計事務規則に基づいた適正な公金管理を行うよう求める。
- ② 現金領収証書に、出納員氏名・現金取扱員の氏名や印等のないものが見られた。
現金取扱員としての責務を十分に認識し、適正な収納事務を行うよう求める。

(2) 支出事務について

- ① 補助金交付団体において、補助金交付決定前の事業着手が見られた。
交付団体に対し十分な指導を行い、補助金の適正な事務執行を行うよう求める。
- ② 補助金交付団体への補助金の支払いについて、補助金交付要綱では「交付すべき額が確定した後に支払うものとする。」とされているが、額の確定前に概算払いを行っているものが見られた。
補助金交付要綱の遵守、もしくは補助金交付要綱の改正により適正な事務執行を行うよう求める。

(3) 契約事務について

- ① 委託契約について、4/1午前0時からの履行が必要な警備委託業務の見積執行を4/1午後1時に行っているため、業務履行に問題が生じているものが見られた。
次回契約時は、履行期間を4/1～翌年3/31としない長期継続契約を行う等の検討を求める。
- ② 委託業務等において、月次業務報告書等が未受領で履行確認が十分に行われていないものが見られた。
報告書等を確実に受領確認し、契約内容の履行確認を適正に行うよう求める。

(4) 財産管理について

本庁舎外施設の備品について、一部中津市物品会計規則に基づく標識（備品シール）が付されてなく、管理が不十分なものが見られた。
早急に標識を付し適正な備品管理を行い、本庁舎外施設の備品台帳の提出を求める。（中津市歴史博物館・中津文化会館・木村記念美術館は取得価格10万円以上、それ以外の施設については取得価格5万円以上の備品の写真添付。）